

# 帳簿書類の保存義務について

## 1. はじめに

平成17年度関税改正におきまして、税関における水際取締りを強化しつつ、輸出通関手続の一層の迅速化を図る観点から、輸入通関と同様、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。）を業として輸出する者について帳簿書類の保存が義務づけられ、保存すべき帳簿書類の明確化が図られました。

### 【関税法第94条第2項】（第1項の準用）

『貨物を業として輸出する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第68条第1項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。』

## 2. 備えるべき関税関係帳簿及び保存すべき関係書類並びに保存期間

具体的には、次のような帳簿及び書類について保存することが義務づけられました。

### （1）帳簿の備付け

- ・ 記載事項：品名、数量、価格、仕向人の氏名（名称）、輸出許可年月日、許可番号を記載（必要事項が網羅されている既存帳簿、仕入書等に必要項目を追記したもので可）
- ・ 保存期間：5年間（輸出許可の日の翌日から起算）

## (2) 書類の保存

- 書類の内容：仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類

(具体例): 発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類等

- 保存期間：5年間（輸出許可の日の翌日から起算）

（関税法施行令第83条、関税法基本通達94-1）

## 3. その他

施行日は平成17年10月1日です。

既に帳簿を備え付けている輸出者の方は、その帳簿に関税法に規定している必要事項が記載してあれば、税関用に特別に帳簿を備え付ける必要はなく、当該帳簿をもって関税法上の帳簿として差し支えありません。

帳簿の記載を怠り、若しくは偽った記載を行い、又は帳簿を隠した者は30万円以下の罰金に処されることがあります。（関税法第115条第5項）

その他のご質問、ご相談については、下記の税関の業務部通関総括部門又は特別審査官にお尋ね下さい。

### お問い合わせ先（業務部通関総括部門又は特別審査官）

東京税関	.....	Tel	03 - 3599 - 6341
横浜税関	.....	Tel	045 - 212 - 6150
神戸税関	.....	Tel	078 - 333 - 3086
大阪税関	.....	Tel	06 - 6576 - 3212
名古屋税関	.....	Tel	052 - 654 - 4085
門司税関	.....	Tel	093 - 332 - 8367
長崎税関	.....	Tel	095 - 828 - 8666
函館税関	.....	Tel	0138 - 40 - 4258
沖縄地区税関	.....	Tel	098 - 862 - 9281